

障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案 新旧対照表

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）

（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p><del>（定義等）</del></p> <p>第二条 1～5（略）</p> <p>6 <del>六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。</del></p>	<p><del>（定義）</del></p> <p>第二条 1～5（略）</p>